

市町村振興支援短期特別貸付金要綱

平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県内の政令指定都市を除く市町村が、大規模な自然災害等で被災した神奈川県内外の他の市町村に対する支援事業を行う際に早急に必要となる資金の貸付に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

第 2 条 資金の貸付は、短期貸付けとする。

(貸付の方法)

第 3 条 資金の貸付は、証書貸付の方法によるものとする。

(貸付の条件等)

第 4 条 資金の貸付の条件等は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、貸付が行われる日に属する年度内に償還することを前提として、理事長が定める期間とし、償還方法は、一括償還とする。
- (2) 貸付金の利率は、貸付時の市場金利の動向を勘案し、理事長が別に定める。
- (3) 利息の計算は、借入の翌日から償還元金および償還利息の返済期日までとする。
- (4) 1 災害に係る 1 市町村が行う支援事業に対する貸付限度額は、1 千万円とする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは増額することができる。

(借入れの申込み等)

第 5 条 資金の貸付を受けようとする市町村（以下「借入団体」という。）は、資金の借入れを希望する日の原則として、2 週間前までに資金の貸付を受けようとする支援事業の概要等が確認できる書類等を添付して短期特別貸付金申込書（第 1 号様式）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸付金の送付等)

第 6 条 理事長は、前項の借入申込書を受けたときは内容を確認し貸付を行うこととしたときは、借入市町村に対し貸付日及び償還期日を通知するものとする。

2 理事長は、前項において通知した貸付日に第 5 条第 1 項の借入申込書に記載された借入団体の金融機関口座に資金を送金するものとする。

- 3 借入団体は、資金が送金されたことを確認した後、速やかに短期特別貸付金借用証書（第2号様式）を理事長に提出しなければならない。

（償還）

第7条 理事長は、借入団体に対して、短期特別貸付元利金払込通知書（第3号様式）を元利金返済期日の2週間前までに送付するものとする。

- 2 前項の短期特別貸付元利金払込通知書を受けた借入団体は、同通知書に定めるところにより元利金を払い込まなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 殿

団体名

職氏名

㊞

短期特別貸付金借入申込書

下記の条件により、貴協会から資金の借入れをしたいので別紙書類を添えて申込み
します。

記

- 借入額 円
- 借入希望日 年 月 日
- 利率 年 %
- 償還希望日 年 月 日 (借入日数 _____ 日間)
- 元利金の支払方法 貴協会から送付される元利金払込通知書により償還します。
- 資金の送付を受ける金融機関 _____ 銀行 _____ 支店
_____ 預金 口座番号 _____

フリガナ
口座名義人 _____

(第3号様式)

短期特別貸付金元利金払込通知書

金額		元金	
		利息	
貸付日		貸付日数	
償還日	年 月 日		
払 込 先	指定銀行		
	預金種目		
	口座番号		
	受取人		
	住所		
	電話番号		
	振込指定	電信扱い	

上記のとおり払い込んでください。

年 月 日

殿

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長